# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

１　委託業務内容

（１）　業 務 名　農業大学校旧寮等産業廃棄物収集運搬処分業務

（２）　仕 様 等　業務仕様書による

（３）　契約期間　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

（４）　履行場所　岩手県立農業大学校（胆沢郡金ケ崎町六原地内）

２　入札参加者に求められる事項

（１）　入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（別紙１。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、令和８年 11 月 11 日（水）までの閉庁日を除く午前９時から午後５時までに 13(2)の場所に提出しなければならない。

また、申請書を提出した者は、当該申請書等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、当該書類の補足又は補正は令和８年 11 月 12 日（木）午後５時まで認める。

（２）　入札参加者は、本説明書（仕様書含む）を踏まえて、入札しなければならない。

３　入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

（１）　資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）　人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３） 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

（４） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合又は上記（１）から（３）と同視しうる関係が認められる場合

４　入札、開札の日時及び場所

（１） 日時　令和８年 11 月 17 日（火）　午前 10 時 00 分

（２） 場所　岩手県立農業大学校　本館２階　会議室

５　入札書に関する事項

入札書には、下記を記載の上、押印すること。

（１） 入札年月日

（２） 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所、氏名、受任者氏名・印）

（３） 宛名は「岩手県立農業大学校長」とする。

（４） 入札金額

（５） 入札件名

６　入札の方法等

（１） 入札書は県の示す様式により、入札に付すること。入札書に付された見積単価に概算数量を乗じた見積価格の総計を入札金額とし、予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、入札の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２） 入札書は、４（１）の日時に４（２）の場所に持参するものとし、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（３） 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（４） 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

７　入札保証金に関する事項

（１）入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の３以上の金額を、納付期限までに岩手県立農業大学校出納員に納付しなければならない。

本件における入札金額とは、入札書に付された見積単価に概算数量を乗じた見積価

格の総計をいう（「入札説明書」のとおり。）。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、当該保険証券の保険期間は、入札及び開札の日から７日間以上とすること。

（２） 入札保証金には利息を付さない。

（３） 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後に還付する。

（４） 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、保証金充当申出書（別紙３）を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、保証金還付請求書（別紙４）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

（５） 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

８ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（１） 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合

（２） 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く）、又は金額が不足した場合

（３） 入札書に所定の記名押印のない入札の場合

（４） 入札金額を訂正した入札の場合

（５） 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合

（６） 入札件名の表示に重大な誤りがある入札の場合

（７） 同一入札の参加者又は代理人が２つ以上の入札をした入札の場合

（８） 代理人が提出した入札で、委任状が提出されていない入札の場合

（９） その他入札に関する条件に違反した入札の場合

９ 落札者の決定方法

（１） 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した全ての要件を満たしている者であって、会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により決定された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２） 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

（３） （２）の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

10 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

11　契約保証金に関する事項

（１）　落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（２）　契約保証金には利息を付さない。

（３）　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

12　契約に関する事項

（１）　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）　契約条項は別添契約書案のとおりとする。

（３）　落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

（４）　契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

13　その他

（１）　入札参加者が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（２）　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒029-4501　岩手県胆沢郡金ケ崎町六原蟹子沢 14

岩手県立農業大学校事務局庶務担当　電話番号　0197-43-2211